

今月の お知らせ

北広島市役所 ☎ 372-3311

ホームページ <https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

料金の記載がないものは無料。☎は指定管理者です。申し込みが必要で日付の指定がない場合は、発行日以降、各施設の最初の開庁・開館日から受け付けます。

トピックス
生活
募集
市民参加
健康・福祉
催し
子育て
ふれあい

トピックス

新しく始まる取り組みや大切なお知らせを紹介します

経済センサス活動調査の実施

経済センサス活動調査は、全国の事業者や企業を対象に、経済活動の実態を把握するため5年ごとに行う調査です。調査結果は国や地方自治団体の行政施策立案、民間企業の経営計画策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

5月末までに調査票を配布します。インターネットか郵送で回答してください。

*税金徴収の資料など統計以外の目的に使われることはありません。

*24時間回答することができるインターネット回答が便利です。

問合せ 広報課（内線3613）



子どもや重度の心身障がい者、ひとり親家庭などへの医療費助成制度

高校生世代までの子や重度の障がいがある方、ひとり親家庭などで一定の要件に該当する方に医療費の一部を助成しています。保険年金課か西部・大曲・西の里出張所で手続きをしてください。

制度名	対象	助成範囲	自己負担額	必要書類など
子ども医療	0歳～高校生世代	通院・入院	●高校生世代までの子、高校生世代より上の年代で住民税非課税世帯＝内科580円、歯科510円、柔道整復270円（初診時だけ） *小学校就学前の子が市内の医療機関を受診する場合は無料です。	●子どもの健康保険の資格が分かるもの
重度心身障がい者医療	●身体障害者手帳1・2級の方と3級の内部障がいがある方 ●重度の知的障がい（療育手帳A判定）と診断された方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	通院・入院 通院		●本人の健康保険の資格が分かるもの ●身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障がいを証明できるもの
ひとり親家庭等医療	次のいずれかに該当する家庭で、18歳未満（18歳以上の特例あり）の子と、その母か父 ●母子・父子家庭 ●両親がいない家庭 *両親どちらかに重度の障がいがあるときは対象になる場合があります。	●子ども＝通院・入院 ●母か父＝入院	●高校生世代より上の年代で住民税課税世帯＝総医療費の1割（月額の上限は、通院18,000円、入院57,600円）	●本人の健康保険の資格が分かるもの ●戸籍謄本など、ひとり親家庭を証明できるもの *18歳以上の子の特例の場合、在学証明書など扶養の状況を証明できるものが必要です。

- 令和8年度から、子ども医療の所得制限を撤廃しました
- 高校生世代とは、年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方です
- 転入してきた方は、申請時に所得額と住民税額が分かるもの（マイナンバーカードや所得課税証明書など）が必要です
- 健康保険で対象外の費用（予防接種、薬の容器、おむつ、入院時の食事代など）は自己負担です



- 住所や加入している健康保険などが変更になった場合、変更届が必要です
- 転出する方は受給者証を返還し、資格喪失の届け出をしてください
- 医療機関で受給者証を提示しなかったなど、自己負担分を支払った場合は、領収書や口座が分かるものを持参し申請してください

問合せ 保険年金課（内線2102）